委 託 業 務 仕 様 書

1　適用

1．この仕様書は，松ヶ鼻最終処分場調整槽清掃業務委託その２に適用する。

2　期間

1．履行期間は、契約の日より　令和9年3月31日迄とする

3　準拠

1．受託者は，この委託業務の契約を締結した後，仕様書，図面（以下，設計図書という。）に準拠して，岡山市監督員の指示監督にしたがって，指定された期間内に委託業務をおこなうこと。
なお，設計図書に明示されていないものについては，下記に準拠すること。
1）労働基準法関係政省令
2）労働安全衛生法関係政省令
3）廃棄物の処理および清掃に関する法律
4）酸素欠乏症等防止規則

2．設計図書に交互符合しないものについては，岡山市監督員と協議をおこなうこと。
ただし，軽微なものについては，岡山市監督員の指示にしたがうこと。

3．諸法令等の運用および適用に要する費用等については，すべて受託者の負担とする。

4　提出書類

1．受託者は，岡山市契約規則に定める次の書類を速やかに提出すること。
ただし，書類は，Ａ４サイズとする。
1）委託業務の着手前に提出する書類
1〕委託業務着手届（１部）
2〕委託業務作業表（１部）
3〕業務責任者・作業主任者届（１部）
4〕酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（写し）（１部）
2）委託業務の完了後に提出する書類
1〕委託業務写真帳（１部）
2〕酸素および硫化水素濃度測定報告書（１部）
3〕酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育実施報告書（１部）
4〕委託業務報告書（１部）
5〕委託業務完了届（１部）
3）その他，岡山市監督員の指示する書類

2．提出書類の内容を変更する必要が生じた場合は，速やかに変更届を提出すること。

5　作業管理

1．受託者は，この委託業務の契約を締結した後，速やかに委託業務の詳細（日時・内容等）について岡山市監督員と打合せをおこなうこと。山上新最終処分場の汚泥等の運搬搬入は，１５：３０までに終了し場外へ出ること。

2．受託者は，委託業務の履行について技術上の管理をおこなう業務責任者を定めるとともに，委託業務履行の場所に常駐させて，委託業務の履行に関する監督および取締りをおこなうこと。

3．受託者は，この委託業務の履行において，現場の状況に応じた適切な作業方法を採用するとともに，十分な人員を配置して，浸出水処理施設の運転管理に支障を生じさせないこと。

4．受託者は，この委託業務の履行において，資格を必要とする作業については，資格を保有する者に作業させること。

5．受託者は，この委託業務の履行において，委託業務履行の場所に関係者以外の者が入らないよう適切な防止措置をとること。

6．受託者は，有蓋・密閉構造のダンプトラックを使用して，汚泥等を運搬すること。

7．設計図書に記載してある数値・数量等は，参考とする。
受託者は，必ず事前調査および準備等をおこなってから，この委託業務を履行すること。

8．設計図書に特に明示されていない事項であっても，本委託業務の履行上，当然必要な事項については，受託者の負担において対処すること。

6　一般的損害

1．受託者は，この委託業務の履行において，既設の構造物および設備を損傷しないよう十分注意すること。
万一，損傷した場合は，同等以上の資材を用いて速やかに原状回復の適切な措置をとること。
ただし，この措置に要する費用等については，すべて受託者の負担とする。

7　災害防止等

1．受託者は，この委託業務の履行において，現場作業従事者の災害防止に必要な措置をとるとともに，労働基準法および労働安全規則等の作業保安規定を遵守すること。

2．受託者は，この委託業務の履行において，滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対して，以下の防止措置をとって，事故の防止および作業員の安全をはかること。

1）酸素濃度測定　　18％以上

2）硫化水素濃度測定　　10 ppm以下

3）十分な換気の実施　　50 m^3/min以上　　10 m^3/min・人以上

4）保護具の備え付け・使用・点検等の実施

5）人員の点検

6）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任

7）酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の実施

8）監視人の配置

9）作業者の退避等異常時の措置

3．受託者は，この委託業務の履行において，現場の状況に応じた適切な保安設備を設置すること。

4．受託者は，この委託業務の履行において，火気等に十分注意を払うこと。

8　清掃，跡片付け

1．受託者は，この委託業務の履行において，現場の整理整頓，跡片付け，および清掃をおこなって，清潔な作業環境の保持につとめること。

2．受託者は，この委託業務の履行において，道路・側溝・場内諸施設を汚損しないよう十分注意すること。万一，汚損した場合は直ちに洗浄清掃等の適切な措置をとること。
ただし，この措置に要する費用等については，すべて受託者の負担とする。

3．作業終了後は，速やかに使用機器・仮設物等を搬出して作業場所の清掃につとめること。

9　検査

1．受託者は，この委託業務を履行した後，報告書を提出して，検査を受けるものとする。
なお，検査に合格しない場合は，不完全な箇所について，この委託業務を再度履行してから，再検査を受けること。ただし，この措置に要する費用等については，すべて受託者の負担とする。

2．作業中の検査および完了検査は，業務責任者が必ず立ち会うものとする。

10　周辺住民への配慮

1．受託者は，臭気および騒音等によって，周辺住民の迷惑にならないよう適切な防止措置をとること。

11　業務概要

1．運転管理受託者と事前に協議し、調整槽の水位調整を行うこと。

2．調整槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽の汚泥・砂等を抜取ること。
槽内の表面にスカム等が発生している場合は予め、高圧洗浄車での破砕作業を行うこと。

3．調整槽内ディフューザーの清掃作業を行うこと。

4．脱水車により、抜き取った汚泥を脱水処理する。

5．汚泥脱水作業は、脱水ケーキ含水率が８５％以下となるよう薬剤等を注入、撹拌するなど適切に管理すること。脱水ケーキは山上新最終処分場に持ち込むこと。

6．槽内に砂が堆積していた場合，フレコン詰めにし搬出すること。ただし，多量の砂の堆積が確認された場合，監督員と協議し強力吸引車で抜取り後，砂と水分を極力分離させたのち、直接運搬することができるものとする。